

1 鳥 獣 保 護 区

1 日光鳥獣保護区 （令和5年10月27日栃木県告示第386号）

日光市山内地内の県道日光今市線と一般国道120号との交点を起点とし、同所から同国道を西進し日光市道日32127号線との接点に至り、同所から同市道を北進し林道御堂山線との接点に至り、同所から同林道を北西に進み女峰山登山道との交点に至り、同所から同歩道を西進し国有林と民有林との境界に至り、同所から同境界を北進し平成30年度樹立（令和3年度変更）鬼怒川森林計画区日光地区31林班と32林班との林班界に至り、同所から同林班界を南東に進み日光地区32林班ア準林班3A小班とスギ・ヒノキ等の境内古木林との境界に至り、同所から同境界を北進し日光地区32林班ア準林班3C小班とスギ・ヒノキ等の境内古木林との境界に至り、同所から同境界を北西に進み天狗沢第三床固に至り、同所から日光地区32林班ア準林班1小班とスギ・ヒノキ等の境内古木林との境界を北東に進み稲荷川滝尾堰堤に至り、同所から同河川右岸を南東に進み県道日光今市線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域及び日光市中宮祠地内の一般国道120号と第一いろは坂との交点を起点とし、同国道を南東に進み第二いろは坂との交点に至り、同所から同坂を西進し国有林日光市林管理署615林班り小班と民有林との林班界に至り、同所から同林班界を南進し同国有林615林班ち小班とり小班との林班界に至り、同所から同林班界を西進し同国有林228林班と615林班との林班界に至り、同所から同林班界を北西に進み同国有林615林班と1128林班との林班界に至り、同所から同林班を南西に進み同国有林1127林班と1128林班との林班界に至り、同所から同林班界を南進し日光市中宮祠と同市足尾町との字界に至り、同所から同字界を南西に進み中禅寺湖スカイラインとの交点に至り、同所から同道路を南西に進み国有林日光森林管理署233林班と265林班との林班界の尾根に至り、同所から同尾根を南進し赤倉山山頂に至り、同所から国有林と民有林との境界を南西に進み日光地区24林班カ準林班16小班と24小班との境界の尾根に至り、同所から同尾根を西進し足尾ダムに至り、同所から日光市道足101001号線を南進し日光市道足122001号線との接点に至り、同所から同市道を西進し林道舟石線との接点に至り、同所から同林道を南西に進み舟石沢との接点に至り、同沢を南進し庚申川との合流点に至り、同所から同河川を西進し国有林日光森林管理署253林班と254林班との林班界に至り、同所から同林班界を西進し栃木県と群馬県との行政界に至り、同所から同行政界を北進し日光市湯元と同市川俣との字界に至り、同所から同字界を東進し国有林と民有林との境界に至り、同所から同境界を南西に進みさらに北西に進みさらに南進し野州原林道に至り、同林道を西進し日光二荒山神社中宮祠から志津小屋に至る山道に至り、同山道を南西に進み日光地区59林班イ準林班3A小班と2E小班との境界に至り、同所から同境界を南東に進み日光地区59林班イ準林班3A小班と1D小班との境界に至り、同所から同境界を南東に進み日光地区58林班ウ準林班4A小班と2D小班との境界に至り、同所から同境界を南東に進み日光地区58林班ウ準林班とイ準林班との境界に至り、同所から同境界を南西に進み日光地区57林班イ準林班5A小班と4E小班との境界に至り、同所から同境界を南進し日光地区57林班イ準林班5A小班と3D小班との境界に至り、同所から同境界を南東に進み日光地区57林班ア準林班7A小班と6D小班との境界に至り、同所から同境界を南西に進み日光地区56林班と57林班との境界に至り、同境界を南東に進み国有林と民有林との境界に至り、同所から同境界を南東に進み一般国道120号との接点に至り、同国道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 塩谷鳥獣保護区 （令和2年10月30日栃木県告示第562号）

塩谷郡塩谷町東古屋地内県道東古屋上寺島線と熊の草沢右岸の農道との交点を起点とし、同所から同農道を南西に進み西荒川との交点に至り、同所から同河川を左岸から右岸に渡り同農道を西荒川上流方向に進み釜の沢（鉱山跡管理用道路入口）との交点に至り、同所から同沢を南西に進み国有林那珂川森林計画区中318林班のうち西荒川右岸側、同319林班及び民有林の境界線との交点に至り、同所から国有林と民有林の境界線を西進し西荒川との交点に至り、同所から同河川を右岸から左岸に渡り更に同国有林と民有林の境界線を北東に進み別当沢との交点に至り、同所から同沢を下流方向の南西に進みシナシ沢との合流点に至り、同所から同沢を下流方向の南東に進み県道東古屋上寺島線との交点である元古屋橋に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域並びに国有林那珂川森林計画区中317林班、同318林班のうち西荒川右岸側、同320林班、同326林班、同327林班、同337林班、同338林班及び同339林班の区域

4 五十里鳥獣保護区 （令和4年10月14日栃木県告示第492号）

日光市川治温泉川治地内の五十里ダムの西端を起点とし、同所から一般国道121号を北西に進み葛老トンネルの交点に至り、同所から国有林日光森林管理署14林班へ88小班と五十里湖畔との境界を北東に進み14林班ほ53小班と一般国道121号との交点に至り、同所から同一般国道を北西に進み海尻橋に至り、同所から五十里湖西側の同一般国道を北西にすすみ赤タ大橋に至り、同所から県道黒部西川線を北西に進み、同県道と糸沢との交点に至り、同所から直線で北方の広手沢に至り、同所から同沢を北西に進み高瀬山山頂の三角点に至り、同所から国有林日光森林管理署135林班と134林班との林班界を東進し五十里湖北端との交点に至り、同所から一般国道121号の日光市独古沢と同市五十里の境界地点に向かって南東に進み同境界地点に至り、同所から同一般国道を南進し五十里湖海渡り大橋に至り、同所から五十里湖東側の同一般国道を南進し穴沢本流に至り、同所から穴沢本流を北東に進み狸原山山頂の三角点に至り、同所から尾根に沿って南西に進み五十里ダムに至り、同所から同ダムに沿って西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

5 塩原鳥獣保護区 （令和 4 年 10 月 14 日栃木県告示第 492 号）

ア 那須塩原市塩原地内主要地方道藤原・塩原線と空沢との交点を起点とし、同所から同沢を南東に進み那珂川森林計画区 390 林班と 408 林班との林班界に至り、同所から同林班界を西進し同計画区 390 林班と 415 林班との林班界に至り、同所から同林班界を南進し那須塩原市と日光市との行政界に至り、同所から同行政界を南進し鶏頂山神社の参道に至り、同所から同参道を北西に進み主要地方道藤原・塩原線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

イ 那須塩原市湯本塩原地内、国有林那珂川森林計画区 397 林班に小班、399 林班中ら、ロ 2 小班、403 林班ほ小班、405 林班た小班、406 林班て小班、407 林班て小班

7 唐沢山鳥獣保護区 （令和 4 年 10 月 14 日栃木県告示第 492 号）

佐野市堀米町地内の県道唐沢山公園線と佐野市道幹線 2 級 153 号線との交点を起点とし、同所から同市道に沿って北進し佐野市道 2 級 152 号線との交点に至り、同所から同市道に沿ってさらに西進し県道堀米停車場線との交点に至り、同所から同県道に沿って北進し同県道に接続する佐野市道 2 級 149 号線に至り、同市道に沿ってさらに北進し県道佐野田沼線との交点に至り、同所から同県道に沿って北西に進み秋山川右岸との交点に至り、同所から秋山川右岸に沿って北進し県道栃木田沼線との交点に至り、同所から同県道に沿って北東に進み佐野市道藤坂線との交点に至り、同所から同市道に沿って北西に進み佐野市道本町枯木線に至り、同所から同市道に沿ってさらに北西に進み佐野市道停車場下白石線との交点に至り、同所から同市道に沿って北東に進み県道柏倉葛生線との交点に至り、同所から同県道を南進し、さらに東進し佐野市と栃木市との境界に至り、同所から三角点 297 米に通じる山道を南進し三角点 297 米に至り、同所から栃木市岩舟町中妻へ達する稜線（唐沢山県立自然公園境界）に沿って南進し県道中藤岡線に至り、同所から同県道に沿って南進し栃木市道 2068 号線との交点に至り、同所から同市道に沿って南西に進み、県道栃木佐野線との交点に至り、同所から同県道を南進し県道唐沢山公園線との交点に至り、同所から同県道に沿って西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

8 千本松鳥獣保護区 （令和 6 年 10 月 29 日栃木県告示第 492 号）

那須塩原市千本松地内一般国道 400 号と県道県北大規模公園線との交点を起点とし、同所から同国道を北西に進み車道（株式会社ホウライ所有地の境界）との交点に至り、同所から同車道を西進し旧西那須野町と旧塩原町との境界（旧大字境界）に至り、同所から同境界を北進しさらに東進しさらに南進し赤田調整池北端から直近の直角に曲がる赤田鳥獣保護区界北端との交点に至り、同所から同保護区界を北西に進みさらに南西に進み県道県北大規模公園線と県畜産酪農研究センター所有の道路との交点に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

11 小山鳥獣保護区 （令和 2 年 10 月 30 日栃木県告示第 562 号）

小山市中地内市道 7 号線と市道 1035 号線との交点を起点とし、同所から市道 1035 号線を東進して市道 8 号線との交点に至り、同所から同市道を東進し小宅橋を通り市道 9 号線との交点に至り、同所から同市道を東進し姿川橋を通り一般国道 4 号との交点に至り、同所から同一般国道を南南西に進み県道栗宮喜沢線との交点に至り、同所から同県道を南南西に進み県道小山停車場線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み小山市城山町地内思川左岸堤防との交点に至り、同所から同河川堤防を南西に進み一般国道 50 号上の小山大橋との交点に至り、同所から同一般国道を北西に進み県道小山結城線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み豊穂川水路との交点に至り、同所から同水路を北西に進み市道 7 号線との交点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

12 鳥山鳥獣保護区 （平成 29 年 10 月 24 日栃木県告示第 484 号）

那須鳥山市野上地内那珂川右岸と市道蛇塚下境渡船場線との交点を起点とし、同所から同市道を北西に進み市道都市計画街路旭通線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み一般国道 294 号との交点に至り、同所から同一般国道を北進し市道蛇塚滝原線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道野上神長線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道宇都宮那須鳥山線との交点に至り、同所から同県道を東進し県道那須鳥山矢板線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道神長月次線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道熊田月次線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み市道滝田熊田境線に接する農道との交点に至り、同所から同農道を東進し市道滝田熊田境線との接点に至り、同所から同市道を東進し市道小林平松並線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道滝田坂下線との接点に至り同所から同市道を南東に進み市道中央 3 丁目那珂川原線との交点に至り、同所から同市道を東進し国道 294 号との交点に至り、同所から同市道をさらに東進し那珂川右岸との交点に至り、同所から那珂川右岸を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

13 太平・晃石鳥獣保護区 （平成 29 年 10 月 24 日栃木県告示第 484 号）

栃木市平井町地内永野川二杉橋右岸側を起点とし、同所から同河川右岸を北進し奈良田川との合流点に至り、同所から同河川右岸を西進し東北自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南西に進み市道 14314 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道栃木佐野線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み廻峠を経て同自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を西進し市道 61006 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し林道山中広戸線との接点に至り、同所から同林道を南進し市道 61007 号線との交点に至り、同所から同市道を東進し林道広戸三谷線との交点に至り、同所から同林道を南進し市道 6109 号線との交点に至り、同所から同市道を南進

し市道 1001 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し太平山県立自然公園の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進みさらに北東に進み同市道との交点に至り、同所から同市道を東進し市道 01037 号線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道太平山公園線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

14 高館山鳥獣保護区 (平成 29 年 10 月 24 日栃木県告示第 484 号)

芳賀郡益子町大字益子地内県道益子公園線と西明寺旧参道との交点を起点とし、同所から同県道を東進し国有林と民有林との境界に至り、同所から同境界線を南西に進み鬼怒川森林計画区益子町益子地区 22 林班ウ準林班とエ準林班との班界に至り、同所から同班界を東進し同林班ウ準林班 10 小班と 16 小班との班界に至り、同所から同班界を北進し同準林班 13 小班と 15 小班との班界に至り、同所から同準林班 13 小班的西側班界を北西に進み同準林班 14 小班との班界に至り、同所から同準林班 14 小班南側班界を西進し西明寺旧参道との交点に至り、同所から同旧参道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

17 雲巖寺鳥獣保護区 (平成 29 年 10 月 24 日栃木県告示第 484 号)

大田原市雲岩寺字木滝及び字深谷地内の雲巖寺所有林及びこれらに囲まれた区域並びに字木滝の東端と武茂川との交点を起点とし、同所から木滝との字界(稜線)を北西に進み木滝 708 番地を経て大沢山に至り、同山から北北東の稜線を進み須賀川財産区有林との交点に至り、同所から同財産区有林の境界を北進し同財産区有林の北端から南東の境界を進み天然仏に至り、同所から稜線を北東に進み武茂川と大犬倉沢との交点に至り、同所から武茂川左岸を下り起点に至る線に囲まれた一円の区域

18 羽黒山鳥獣保護区 (令和 5 年 10 月 27 日栃木県告示第 387 号)

宇都宮市中里町地内の県道藤原宇都宮線と宇都宮市道10010号線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し県道小林逆面線との交点に至り、同所から同県道を北進し宇都宮市道10002号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み宇都宮市道13032号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み宇都宮市道13007号線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道藤原宇都宮線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

19 高原山鳥獣保護区 (平成 30 年 10 月 30 日栃木県告示第 539 号)

矢板市長井地内県道県民の森矢板線と林道枝持沢線との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み林道高原線との交点に至り、同所から宮川を北進し同河川の分岐点に至り、同所から左支系に進み林道尚仁沢線との交点に至り、同所から同林道を西進し矢板市と塩谷町との交点に至り、同所から同境界を北西に進み民有林と国有林との境界に至り、同所から民有林と国有林との境界を北東に進み国有林矢板事業区 49 林班と同 50 林班との境界に至り、同所から同林班界を北東に進み同 50 林班と同 52 林班との交点に至り、同所から民有林と国有林との境界を湯沢沿いに南東に進み湯沢橋に至り、更に民有林と国有林との境界を湯沢沿いに南東に進み赤滝歩道との交点に至り、同所から同歩道を西進し林道赤滝線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み林道栗の木平線との交点に至り、同所から同林道を南進し林道枝持沢線との交点に至り、同所から同林道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

20 井頭公園鳥獣保護区 (平成 30 年 10 月 30 日栃木県告示第 539 号)

真岡市上鷲谷地内一般国道 121 号と県道井頭公園線との交点を起点とし、同所から同県道を北進し真岡市道 3389 号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道 3009 号線との交点に至り、同所から同市道を北進し真岡市と宇都宮市との行政界に至り、同所から同行政界を東進し宇都宮市道 1862 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み宇都宮市道 1444 号線との交点に至り、同所から同市道を北進し農道との交点に至り、同所から同農道を東進し宇都宮市道 366 号線との交点に至り、同所から同市道を東進し宇都宮市道 1841 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し芳賀町道 3109 号線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道 0111 号線との交点に至り、同所から同町道を南進しさらに西進し真岡市道 107 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し一般国道 121 号との交点に至り、同所から同一般国道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

21 三義山鳥獣保護区 (令和元年 10 月 29 日栃木県告示第 339 号)

栃木市岩舟町北浦地内県道桐生岩舟線と広域農道下都賀西部線との交点を起点とし、同所から同農道を南進し藤岡町道 23 号線との交点に至り、同所から同町道を西進し佐野市道 2-113 号線との接点に至り、同所から同市道を西進し東北自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北進し県道桐生岩舟線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

22 行道山鳥獣保護区 (令和 3 年 10 月 29 日栃木県告示第 543 号)

足利市月谷町地内市道行道山通りと県道松田・大月線との交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み県道足利環状線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道両崖通りとの交点に至り、同所から同市道を北西に進み本城 1 丁目 1601 番地と同 1604 番地との間の小道との交点に至り、同所から同小道を南西に進み小道の終点に至り、同所から沢を南西に進み両崖山山頂の御嶽山社務所に至り、同所からハイキングコースを南西に進み市道西宮町 6 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道西宮通りとの交点に至り、同所から同市道を南進し県道足利環状線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道通 7 丁目 5 号線との交点に至り、同所から同市道を西進し更に南西に進み県道桐生・岩舟線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道今福町 16 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道今福町 25 号線との交点に至り、同所から同市道を北進し更に北西に進み市道今福西通りとの交点に至り、同所から同市道を南

進し市道今福町 38 号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道三重小俣通りとの交点に至り、同所から同市道を西進し市道金丸五十部通りとの交点に至り、同所から同市道を北進し市道五十部東山通りとの交点に至り、同所から同市道を北進し市道金丸五十部通りとの交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道山下五十部通りとの交点に至り、同所から同市道を西進し市道内郷通りとの交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道五十部町 27 号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み蓮岱寺川との交点に至り、同所から同河川を西進し同河川に注ぐ市立西中学校校舎敷地と同中学校グラウンドとの間を流れる坂西用水路との交点に至り、同所から同用水路を北進し市道山下町 30 号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道山下町 35 号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道山下五十部通りとの交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道山下町 41 号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道山下町 54 号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道山下町 84 号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道山下町 81 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道山下町 79 号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道山下入沢通りとの交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道山下町 88 号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道山下町 66 号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道山下町 90 号線との交点に至り、同所から同市道を西進し白山神社に至り、同所から同神社敷地外周の小道を西進し更に南進し市道山下町 92 号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道山下町 93 号線との交点に至り、同所から同市道を北進し山下公園管理事務所北側の駐車場の前町と山下町との町境に至り、同所から同町境を北東に進みつつじヶ丘カントリー倶楽部との敷地境との交点に至り、同所から同敷地境を北東に進み更に北西に進み板倉町 1622 番地先で足利県立自然公園普通地域の区域との交点に至り、同所から同区域を時計回りに進み市道行道山通りに至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

23 国分寺鳥獣保護区 (令和 2 年 10 月 30 日栃木県告示第 562 号)

下野市国分寺地内市道 6045 号線と市道 2-18 号線との交点を起点とし、同所から市道 2-18 号線を南進して市道 2-22 号線との交点に至り、同所から同市道を西進して市道 6121 号線との交点に至り、同所から同市道を南進して市道 1-15 号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み下野市と小山市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を西進し市道 6128 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み平地林と農地の地類界との交点に至り、同所から同地類界を北進し東進しさらに北進し市道 6045 号線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

24 高根沢鳥獣保護区 (令和 2 年 10 月 30 日栃木県告示第 562 号)

塩谷郡高根沢町大字文挾地内高根沢町道 561 号線と市の堀用水との交点を起点とし、同所から同町道を北東に進み那須烏山市道 M3091 との接点に至り、同所から同市道を東進し那須烏山市道小白井鴻野山線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み高根沢町道 434 号線との接点に至り、同所から同町道を南進し高根沢町道 435 号線との交点に至り、同所から同町道 435 号線を東進し高根沢町と那須烏山市の行政界との接点に至り、同所から同行政界を南進し高根沢町道 436 号線との接点に至り、同所から同町道を南西に進み高根沢町道 434 号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み市の堀用水との交点に至り、同所から同用水を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

25 黒羽鳥獣保護区 (令和 2 年 10 月 30 日栃木県告示第 562 号)

大田原市黒羽田町地内一般国道 461 号と一般国道 294 号との交点を起点とし、同所から一般国道 294 号を北進し上堂川放水路との交点(奥沢橋)に至り、同所から同放水路を東進し那珂川右岸との合流点に至り、同所から那珂川を渡って更に東進し大輪集会所前に通じる碎石運搬道路に至り、同所から同運搬道路を北東に進み市道牛居渚大輪線との交点に至り、同所から真東に 100 メートル進み県道稲沢黒羽線との交点に至り、同所から同県道を南進し市道駒込久野又線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道稲沢黒羽線との交点に至り、同所から同県道を南進し県道那須黒羽茂木線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み一般国道 461 号との交点に至り、同所から同一般国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

26 宇都宮鳥獣保護区 (令和 2 年 10 月 30 日栃木県告示第 562 号)

宇都宮市大谷町地内県道大谷観音線と県道宇都宮今市線との交点を起点とし、同所から県道宇都宮今市線を西北に進み宇都宮市と日光市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を東北に進み鞍掛山を経て県道大沢宇都宮線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道 581 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道 570 号線との接点に至り、同所から同市道を東進し一般国道 293 号との交点に至り、同所から同一般国道を南進し姿川との交点に至り、同所から同右岸を下流に進み市道 635 号線との接点に至り、同所から同市道を南進し県道大谷観音線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

27 宇都宮水道山鳥獣保護区 (令和 3 年 10 月 29 日栃木県告示第 543 号)

宇都宮市野沢町地内の一般国道 119 号(日光街道)と市道 1129 号線との交点を起点とし、同所から同市道を東進し市道 542 号線との交点に至り、同所から市道から市道 6466 号線を南進し、市道 4822 号線との交点に至り、同市道を東進し市道 536 号線との交点に至り、同市道を南進し市道 537 号線との交点に至り、同市道を南西に進み市道 4826 号線との交点に至り、同市道を南西に進み市道 3477 号線との交点に至り、同市道を西進し市道 6466 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道藤原・宇都宮線との交点に至り、同所から同県道を南進し市道 21 号線との交点に至り、同所から同市道を西進し一般国道 119 号(日光街道)との交点に至り、同所から同一般国道

を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

28 八溝鳥獣保護区 （令和4年10月14日栃木県告示第492号）

那須郡那須町大字梓地内町道山神線とホヤギ沢右岸との交点を起点とし、同所から同沢右岸に沿って北東に進み梓県営林境界との交点に至り、同所から同境界を北進し国有林との境界に至り、同所から同境界を東進し福島県との県境に至り、同所から同境界を南進し栃木県、福島県、茨城県との境界に至り、同所から茨城県との県境を南西に進み、小山沢林道南側境界との交点に至り、同所から同境界を西進し一般県道南方須佐木線との交点に至り、同所から同県道を南進し歩道（通称小滝沢歩道）との交点に至り、同所から同境界を北西に進み帝国造林株式会社所有山林境界との交点に至り、同所から同境界を北西に進み国有林との境界に至り、同所から同境界を北進し再び帝国造林株式会社所有山林境界との交点に至り、同所から同境界を北東に進み那須町と大田原市との境界に至り、同所から同境界を東進し一般県道太子那須線西側境界との交点に至り、同所から同境界を北西に進み平成11年度樹立那珂川地域森林計画区伊王野地区51林班と52林班の境界との交点に至り、同所から同境界を北東に進み同50林班境との交点に至り、同所から同所に交わる沢（通称ヤマブキ沢）の左岸を北東に進み下駄小屋沢右岸との交点に至り、同所から同右岸を北西に進み沢（通称赤目の沢）左岸との交点に至り、同所から同左岸を北東に進み那珂川森林計画区伊王野地区47林班と48林班との境界との交点に至り、同所から同所に交わる沢（通称油沢）左岸を北西に進み林道入会山線との交点に至り、同所から同林道を東進し沢（通称三本栗沢）の左岸との境界に至り、同所から同左岸を北進し尾根に至り、同所から同所に交わる沢（通称六号沢）右岸を北進し町道山神線との交点に至り、同所から同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

29 尾出山鳥獣保護区 （令和4年10月14日栃木県告示第492号）

鹿沼市上永野百川国有林602林班に小班

30 矢ノ目ダム鳥獣保護区 （令和4年10月14日栃木県告示第492号）

那須郡那須町大字豊原地内一般国道4号と板敷川左岸との交点を起点とし、同所から同左岸を南東に進み秀和管理㈱トーカン那須別荘敷地との交点に至り、同所から同所有地界を北東に進み矢ノ目ダム上流の認定外水路左岸との交点に至り、同所から同水路左岸を北上し町道夕狩七曲線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道七曲矢ノ目ダム線との交点に至り、同所から同町道を南進し那須町有林と私有地との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し町道矢の目水原線との交点に至り、同所から同町道を南進し一般県道豊原停車場線との交点に至り、同所から同県道を北西に進みJR管理道との交点に至り、同所から同管理道を南進し滝の沢左岸との交点に至り、同所から同左岸を南進し農道との交点に至り、同所から同農道を北西に進み秀和管理㈱トーカン那須別荘管理道に至り、同管理道を北進し一般国道4号との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

31 鹿沼岩山鳥獣保護区 （令和5年10月27日栃木県告示第386号）

鹿沼市下沢地内県道鹿沼日光線と市道0009号線との交点を起点とし、同所から同市道を北東に進み市道2217号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道2006号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道0009号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道0308号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道1065号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道1873号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道1041号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道板荷玉田線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道1039号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道0013号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進みさらに西進し東武鉄道株式会社日光線との交点に至り、同所から同鉄道を南東に進み市道0348号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道0002号線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道上日向山越線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道鹿沼日光線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

32 野木鳥獣保護区 （令和5年10月27日栃木県告示第387号）

小山市間々田地内のJR東北本線と県道明野間々田線との交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み小山市道35号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道3248号線に至り、同所から同市道を西進し県道東野田古河線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み野木町道南赤塚10号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道南赤塚12号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道南赤塚中谷2号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道中谷南赤塚5号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道1幹線6号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み県道佐川野友沼線との交点に至り、同所から同県道を東進し町道潤島12号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道区画街路62号線との直線距離が最短となる地点に至り、同所から最短距離を通過して町道区画街路62号線に至り、同所から同町道を北西に進み野木町認定外道路との交点に至り、同所から同認定外道路を北進し町道潤島64号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道2級幹線10号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進みJR東北本線との交点に至り、同所から同鉄道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

33 岩崎鳥獣保護区 （令和5年10月27日栃木県告示第387号）

佐野市岩崎町地内の市道6069号線と県道作原田沼線との交点を起点とし、同所から同県道を南進し市道6088号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み八幡宮参道入口に至り、同所から同参道を西進し八幡宮に至り、同所から三床山山頂（三角点334.9）へ向か

う稜線を西進し三床山山頂に至り、同所から北西に向かう稜線(岩崎町境界)を進み、岩崎町、梅園町及び長谷場町の境界点に至り、同所から愛宕山頂(三角点 350.7)へ向かう稜線を東進し同山頂に至り、同所から南東に向かう稜線を進み市道 6069 号線に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

36 大沢鳥獣保護区 (令和 7 年 10 月 28 日栃木県告示第 456 号)

日光市清原地内の県道氏家今市線と市道今 1010 号線との交点を起点とし、同所から同県道を東進し市道今 1024 号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道今 1023 号線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道宇都宮船生藤原線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み県道氏家今市線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道今 1020 号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み県道今市青少年スポーツセンター線の起点に至り、同所から同県道を南進し一般国道 119 号線との交点に至り、同国道を北西に進み市道今 1010 号線との交点に至り、同所から同市道を北進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域

37 芦野・伊王野鳥獣保護区 (令和 7 年 10 月 28 日栃木県告示第 456 号)

那須郡那須町大字伊王野地内一般国道 294 号と町道伊王野下町線との交点を起点とし、同所から同一般国道を北に進み町道芦野中央線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み林道芦野養沢線との交点に至り、同所から同林道を南東に進み林道米沢線との交点に至り、同所から林道米沢線を南西に進み町道河原町～上町線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道伊王野下町線との交点に至り、同所から町道伊王野下町線を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

38 薬利鳥獣保護区 (令和 7 年 10 月 28 日栃木県告示第 456 号)

那須郡那珂川町薬利地内県道矢板那珂川線と町道薬利柳林線との交点を起点とし、同所から同県道を西進し同 902 番地に至り、同所から同 899 番地との山林の尾根に向かって北西に 140 メートル進み更に同所から 90 メートル北進し同 945－3 番地の山林と耕地の境界線に至り、同所から尾根に向かって北進し、更に尾根伝いに東進し町道薬利柳林線に至り、同所から同 946－1 番地及び 951－1 番地の山林の尾根を南東に進み町道浄法寺線に至り、同所から同町道を越えさらに同 975－1 番地の山林の峰に至り、さらに南西に進み歩道に至り、同所から歩道を南西に進み町道薬利林線との交点に至り、同所から同町道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

39 瑞穂野中学校鳥獣保護区 (平成 30 年 10 月 30 日栃木県告示第 539 号)

宇都宮市立瑞穂野中学校の敷地並びに宇都宮市下桑島町字和田原 1194 番地 1、同番地 2、1195 番地 1 から同番地 8 まで、1197 番地、1198 番地 1、同番地 3 から同番地 5 まで、同市西刑部町字ニッ塚 2433 番地、同町桑島台 2475 番地 2、2476 番地 2、同番地 5 から同番地 7 まで、2477 番地、2478 番地 1、同番地 2、2483 番地 1 から同番地 3 までの土地一円の区域

40 栗山小中学校鳥獣保護区 (令和 2 年 10 月 30 日栃木県告示第 562 号)

日光市日陰地内県道川俣温泉川治線と青柳沢との交点を起点とし、同所から同沢を南進し県道川俣温泉川治線及び県道栗山日光線を横断し、更に南進し平成 30 年度樹立鬼怒川地域森林計画区日光市栗山地区 16 林班エと国有林との境界に至り、同所から同境界を北西に進み国有林日光森林管理署 59-1 林班ぬ 2 小班とわ小班との境界に至り、同所から同境界を南西に進みぬ 2 小班とる 1 小班との境界に至り、同所から同境界を南西に進みぬ 1 小班とり 1、2 小班との境界に至り、同所から同境界を北西に進み黒部ダム右岸に至り、同所から同ダム右岸を北進し県道川俣温泉川治線との交点に至り、同所から県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

42 富屋小学校鳥獣保護区 (令和 3 年 10 月 29 日栃木県告示第 543 号)

宇都宮市徳次郎町 126 番地と同 127 番地並びに同 157 番地との境界を起点とし、同所から同所に接する用水堀道を東進し金井水堀取入口に至り、同所から同水堀を南東に約 150 メートル進み南方に通じる山道との交点に至り、同所から同山道を南進し富屋小学校に通じる山道との交点に至り、同所から同小学校に通じる山道を西進し同小学校道に至り、同所から同小学校道を西進しさらに北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

43 大内東小学校鳥獣保護区 (令和 3 年 10 月 29 日栃木県告示第 543 号)

真岡市飯貝字梵島地内県道真岡・烏山線と赤堀川及び市道 3320 号線の交点を起点とし、同所から同農道を東進し市道 3 3 3 8 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市之堀用水堀との交点に至り、同所から同用水堀を南西に進み赤堀川との交点に至り、同所から同河川を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

44 さくら南小学校鳥獣保護区 (令和 3 年 10 月 29 日栃木県告示第 543 号)

さくら市氏家 1061 番地の 3 のさくら市立南小学校の敷地一円の区域

45 坂上小学校鳥獣保護区 (令和 5 年 10 月 27 日栃木県告示第 387 号)

河内郡上三川町大字坂上地内の上三川町道 1－16 号線と県道宇都宮結城線との交点を起点とし、同所から同県道を北進し上三川町道 5－030 号線との交点に至り、同所から同町道を東進し上三川町道 2－20 号線との交点に至り、同所から同町道を南進し上三川町道 5－016 号線との交点に至り、同所から同町道を東進し江川右岸(三ッ家橋)に至り、同所から同河川右岸を南進し上三川町道 1－16 号線との交点(三本木橋)に至り、同所から同町道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

46 城間鳥獣保護区 (令和 5 年 10 月 27 日栃木県告示第 387 号)

那珂川町富山地内の一級河川那珂川左岸と一級河川富山川右岸との交点を起点とし、同所から那珂川左岸を北進し農道に至り、同所から同農道を東進し主要地方道那須・黒羽・茂木線と林道城間線との交点に至り、同所から同林道を東進し松林寺参道との交点に至り、同

所から同参道を南東に進み松林寺に至り、同所から通称中窪沢を南進し愛宕山山頂に至り、同所から二荒山神社神社に向かう尾根を南西に進み二荒山神社に至り、同所から那珂川町大字富山字船渡に達する山道を南進し一級河川富山川右岸に至り、同所から一級河川富山川右岸を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

48 両崖山鳥獣保護区 （令和7年10月28日栃木県告示第456号）

足利市本城1丁目地内市道両崖通りと県道足利環状線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み市道本城2丁目15号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道本城足利高校通りとの交点に至り、同所から同市道を南西に進み県道足利環状線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み織姫神社前を経て更に北西に進み市道西宮通りとの交点に至り、同所から同市道を北進し市道西宮町6号線との交点に至り、同所から同市道を北進し同市道終点に至り、同所から林道を650m北進し更に峰方向に(北方)に100m進み同市西宮町と大岩町との境界に至り、同所から尾根を東進し両崖山山頂に至り、同所から沢を東進し市道両崖通りとの交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

49 八幡山鳥獣保護区 （令和7年10月28日栃木県告示第456号）

宇都宮市塙田1丁目1番20号栃木県庁敷地南東角を起点とし、当所から県道宇都宮向田線を北西に進み市道240号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道21号線(通称競輪場通り)との交点に至り、同所から同市道を東進し市道2145号線(通称赤門通り)との交点に至り、同所から同市道を南進し県道宇都宮向田線との交点に至り、同所から同県道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

50 御殿山鳥獣保護区 （平成28年10月28日栃木県告示第537号）

鹿沼市今宮町地内鹿沼市道5782号線と市道5101号線との交点を起点とし、同所から市道5101号線を西進し市道5780号線との交点に至り、同所から市道5780号線を西進し御殿山会館前にて御殿山公園の敷地界との交点に至り、同所から同境界を西進し栃木県庁上都賀庁舎西側から御殿山公園に通じる道路との交点に至り、同所から同道路を北東に進み御殿山堀跡との交点に至り、同所から同堀跡を北西に進み市道0013号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み更に北に進み鹿沼市上材木町と市千手町との境界に至り、同所から同境界を東進し市道5786号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道5116号線との交点に至り、同所から市道5116号線を南進し市道5266号線との交点に至り、同所から市道5266号線を西進し更に南に進み市道0346号線及び市道5782号線との交点に至り、同所から市道5782号線を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

51 城山鳥獣保護区 （平成28年10月28日栃木県告示第537号）

佐野市若松町地内市道佐野29号線と市道2級104号線の交点を起点とし、同所から市道2級104号線を西進し更に北進し、市道佐野27号線との交点に至り、同市道を東進し、城山公園と市立城東中学校との境界交点に至り、同地点から市立城東中学校と城山公園の境界線を南進し市道佐野29号線との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

52 錦着山鳥獣保護区 （平成28年10月28日栃木県告示第537号）

栃木市箱森町地内、市道1032号線に架かるにしき橋の右岸端を起点とし、市道1032号線を南西に進み、錦着山公園駐車場入り口に至り、同地点から南側の山裾の道を西進し市道14311線との交点に至り、同地点から北西に進み市道14229号線との交点に至り、同地点から山裾沿いに北進し山裾から分離する同市道の左折点に至り、同地点から同山裾の道を東進し更に南進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域

53 馬頭鳥獣保護区 （令和元年10月29日栃木県告示第339号）

那須郡那珂川町健武地内県道矢板那珂川線と町道於那志線との交点を起点とし、同所から同県道を西進し町道室町上郷地線との交点に至り、同所から同町道を西進し一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道を西進しさらに北進し町道都新道線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道桜馬場線との交点に至り、同所から同町道を北進し、県道那須黒羽茂木線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み町道於那志線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

54 栗野鳥獣保護区 （令和2年10月30日栃木県告示第562号）

鹿沼市口栗野地内県道草久栗野線と県道鹿沼足尾線との交点を起点とし、同所から県道鹿沼足尾線を西進し市道0211号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み田原神社に至り、同所から同神社の参道を北進し平成29年樹立渡良瀬川地域森林計画区鹿沼市栗野地区9林班エ準林班6、7、8林小班と同9、10、11、12林小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同9林班と10林班の境界線との交点に至り、同所から同所に接する妙見寺沢を北東に進み栗野川右岸との交点に至り、同所から同河川右岸を北進し鹿沼市管理林道日渡路桑沢線との交点に至り、同所から同林道を東進し市道ア009号線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道草久栗野線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

55 烏ヶ森鳥獣保護区 （令和3年10月29日栃木県告示第543号）

那須塩原市西原町地内の一般国道4号と一般国道400号との交点を起点とし、同所から同国道4号を南西に進み市道加治屋堀線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道三区町128号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道たて道線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道南赤田・四区町153号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み一般国道400号との交点に至り、

同所から同国道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

56 那珂川町青少年旅行村鳥獣保護区 （令和 5 年 10 月 27 日栃木県告示第 387 号）

那珂川町小砂地内の町道小砂矢倉線と一般県道小砂・小口線との交点を起点とし、同所から同県道を南進し南平台入口私道との交点に至り、同所から私道を南平台方面に南進しさらに北進し町道南平広瀬線との交点に至り、同所から同町道を北進し一般県道小口・黒羽線との交点に至り、同県道を北進し町道小砂矢倉線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

58 八溝県民休養公園鳥獣保護区 （令和 3 年 10 月 29 日栃木県告示第 543 号）

さくら市鹿子畑地内一般国道 293 号と主要地方道那須烏山矢板線との交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み那須烏山市道上川井下川井線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み更に南東に進み農道下川井上線に至り、同所から同農道を南東に進み主要地方道那須烏山矢板線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み一般県道小川大金停車場線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み一般県道熊田喜連川線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み那須烏山市とさくら市との行政界に至り、同所から同行政界を北東に進み那須烏山市三箇と同市上川井との境に至り、同所から同境を北進し林道上川井線に至る山道との交点に至り、同所から同山道を北東に進み林道上川井線との交点に至り、同所から同林道を北進し一般国道 293 号に至る農道との交点に至り、同所から同農道を北西に進み一般国道 293 号との交点に至り、同所から同国道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

59 大佐飛山鳥獣保護区 （平成 30 年 10 月 30 日栃木県告示第 539 号）

国有林那珂川森林計画区 201 林班は 1、ほ 2、へ 1、へ 2、と 1、と 2、ち、り 1、り 2、イ 6 からイ 18 小班、同区 202 林班は、に 1、に 2、ロ 3 からロ 6 小班、同区 203 林班の一円の区域

60 架娑丸山鳥獣保護区 （令和 6 年 10 月 29 日栃木県告示第 492 号）

国有林日光森林管理署 242 林班り、ぬ、る 1、る 2、る 3 小班、同 243 林班ぬ 1、ぬ 2、る 1、る 2、わ小班の一円の区域

61 湯西川鳥獣保護区 （平成 29 年 10 月 24 日栃木県告示第 484 号）

アサズマ沢と栃木県鬼怒川森林計画区 35 林班ア 1 小班、エ 8 小班との交点を起点とし、同所から同 35 林班ア 1 小班と同エ 8 小班との境界線を西進しさらに同ア 1 小班と同エ 7 小班との境界線を西進し同 34 林班と同 35 林班との林班界に至り、同所から同林班界を北西に進み栃木県と福島県との県境に至り、同所から県境を北東に進み同 37 林班と同 38 林班との林班界に至り、同所から同 37 林班オ準林班と同カ準林班との準林班界を南東に進み同エ準林班に至りさらに同エ 1 小班と同エ 2 小班との境界線を南東に進み同 37 林班ウ準林班と同エ準林班の準林班界に至り、同所から同準林班界を南西に進み同 36 林班と同 37 林班との林班界に至り、同所から同林班界を西進し同 35 林班と同 36 林班との林班界に至り、同所から同林班界を南進し同 35 林班ウ準林班と同エ準林班の準林班界に至り、同所から同準林班界を南西に進み同沢に至り、同所から同沢を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

62 佐貫観音鳥獣保護区 （平成 29 年 10 月 24 日栃木県告示第 484 号）

塩谷町大字佐貫字琴平脇 776 番地、大字佐貫字岩戸脇 795 番地 1、795 番地 4、795 番地 5、795 番地 8、799 番地 1、811 番地から 813 番地まで、814 番地 1、大字船生字馬洗山 9143 番地 1 から 9143 番地 5 まで及び大字船生字カニサワ 7398 番地 1 の土地一円の区域

63 赤田鳥獣保護区 （平成 29 年 10 月 24 日栃木県告示第 484 号）

那須塩原市接骨木地内市道横林接骨木線と市道高速側道 4 号線との交点を起点とし、同所から同市道高速側道 4 号線を南西に進み那須塩原市千本松と同市接骨木との境界（旧塩原町と旧西那須野町との旧行政界）に至り、同所から同境界を北西に進み県畜産酪農研究センター東側の同センター所管の道路（那須野ヶ原土地改良区連合事務所への進入道路）との交点に至り、同所から同センター所管の道路を北西に進み千本松鳥獣保護区の南側境界に至り、同所から同境界を北東に進みさらに南東に進みさらに北東に進み市道横林接骨木線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

64 梓の森鳥獣保護区 （平成 29 年 10 月 24 日栃木県告示第 484 号）

栃木市仲方町雲雀越路 295 の 3 番地外 86 筆のサントリースピリッツ株式会社梓の森工場所所有の土地一円の区域

65 鷲子山鳥獣保護区 （平成 30 年 10 月 30 日栃木県告示第 539 号）

那須郡那珂川町矢又字山内 3324 番地の 3 から同番地の 7 まで、字坂元 3324 番地の 8、字山内 3324 番地の 9 及び同番地の 10、字井戸沢 3326 番地の 4、3327 番地及び 3328 番地、字ヒルク保 3329 番地、字池ノ沢 3331 番地の 1 の土地一円の区域

66 壬生・石橋鳥獣保護区 （平成 30 年 10 月 30 日栃木県告示第 539 号）

下都賀郡壬生町大字壬生甲地内一般国道 352 号と壬生町道 3—361 号線との交点を起点とし、同所から同町道を北進し県道宇都宮栃木線との交点に至り、同所から同県道を北進し壬生町道 2—327 号線との交点に至り、同所から同町道を東進し壬生町道 2—317 号線との交点に至り、同所から同町道を北進し壬生町道 2—325 号線との交点に至り、同所から同町道を東進し下野市道石 7004 号線との接点に至り、同所から同市道を北進し壬生町道 2—324 号線との接点に至り、同所から同町道を東進し下野市道石 1—4 号線との接点に至り、同所から同市道を南進し一般国道 352 号との交点に至り、同所から同一般国道を西進し下野市道石 8001 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し下野市立細谷小学校南側において農道との交点に至り、同所から同農道を西進し壬生町道 3—195 号線との交点に至り、同所から同町

道を西進しさらに南進し壬生町道 3—194 号線との交点に至り、同所から同町道を西進し壬生町道 3—254 号線との交点に至り、同所から同町道を北進し、一般国道 352 号との交点に至り、同所から同一般国道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

67 箒川鳥獣保護区 （令和 4 年 10 月 14 日栃木県告示第 492 号）

矢板市土屋地内一般国道 4 号と市道土屋 4 号線との交点を起点とし、同所から同市道を南西に進み市道 108 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道山田 2 号線との交点に至り、同所から箒川右岸に通じる農道を東進し矢板市と大田原市の行政界に至り、同所から箒川右岸の堤防を直角に見通し箒川左岸の堤防に至り、同所から同堤防を南東に進み一般国道 4 号に至り、同所から同一般国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

69 松倉山鳥獣保護区 （令和元年 10 月 29 日栃木県告示第 339 号）

那須烏山市大木須字松倉山 2204 番地、字大人場 2898 番地、字北坂 2899 番地から 2902 番地まで、同 2903 番地 1 及び 2903 番地 2、字古屋敷 2961 番地 1、字屋敷 2962 番地 1 並びに字入堂 2963 番地、同 2964 番地 1、同 2964 番地 2 及び 2968 番地から 2970 番地まで、芳賀郡茂木町大字山内字松倉 4204 番地 1 及び 4204 番地 2、及び 4205 番地並びに字白山 4206 番地及び 4207 番地の土地一円の区域

70 惣社鳥獣保護区 （令和元年 10 月 29 日栃木県告示第 339 号）

栃木市惣社町地内市道120号線と市道B30号線との接点を起点とし、同所から同市道を北東に進みさらに東進し市道B142号線との交点に至り、同所から同市道を南進し大神神社参道との接点に至り、同所から同参道を北西に進み市道120号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

71 岩船山鳥獣保護区 （令和元年 10 月 29 日栃木県告示第 339 号）

栃木市岩舟町岩舟山3番地、4番地、及び8番地から10番地までの区域

72 琵琶池鳥獣保護区 （令和元年 10 月 29 日栃木県告示第 339 号）

大田原市藤沢地内市道藤沢 7 線と市道琵琶池線との交点を起点とし、同所から同市道藤沢 7 線を西進し大田原市とさくら市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北西に進み琵琶池ゴルフ倶楽部への進入路との交点に至り、同所から同進入路を北東に進み市道琵琶池線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道藤沢 2 線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道佐久山小川線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道藤沢 5 線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道琵琶池線との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

73 飯岡鳥獣保護区 （令和 2 年 10 月 30 日栃木県告示第 562 号）

塩谷郡塩谷町大字飯岡地内の塩谷町総合公園及びそれに隣接する町有地の区域

74 栃木市大柿コミュニティセンター鳥獣保護区 （令和 3 年 10 月 29 日栃木県告示第 543 号）

栃木市都賀町大柿地内の市道 1009 号線と市道 1013 号線の交点を起点とし、同所から龍興寺の参道を北進し同寺南西の入口に至り、同所から同寺敷地に沿って北進し更に東進し更に南東に進み大柿コミュニティセンター北側の墓に通ずる小道に至り、同所から同小道を東進し更に南進し同センター入口に通じる道路との接点に至り、同所から同道路を南進し市道 1009 号線との交点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

75 龍城公園鳥獣保護区 （令和 3 年 10 月 29 日栃木県告示第 543 号）

大田原市城山地区主要地方道大田原芦野線と市道城山 202 号線との交点を起点とし、同所から同県道を北東に進み一級河川蛇尾川の河川区域界との交点に至り、同所から同区域界を南進し蛇尾川緑地公園堤防に至り、同所から同堤防を南進し市道城山 210 号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み河川区域界との交点に至り、同所から同区域界を北西に進み市道城山 209 号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道城山 202 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

76 弁天沼鳥獣保護区 （令和 4 年 10 月 14 日栃木県告示第 492 号）

日光市木和田島字沼端 384 番地から 391 番地、同 392 番地の 1 及び 392 番地の 2 の区域

77 川崎城跡公園鳥獣保護区 （令和 4 年 10 月 14 日栃木県告示第 492 号）

矢板市館ノ川地内県道矢板塩谷線と東北縦貫自動車道との交点を起点とし、同所から同自動車道を北西に進み、市道幸岡 6 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道川崎反町幸岡 1 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み宮川との交点に至り、同所から同河川右岸を南進し県道矢板塩谷線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

78 鷲城鳥獣保護区 （令和 4 年 10 月 14 日栃木県告示第 492 号）

小山市大字神鳥谷地内一般国道 50 号と市道 4222 号線との交点を起点とし、同所から同市道を南進し市道 40 号線との交点に至り、同所から同市道を西進し思川左岸堤防に至り、同所から同堤防を北進し一般国道 50 号との交点に至り、同所から同一般国道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

79 小貝小学校鳥獣保護区 （令和 4 年 10 月 14 日栃木県告示第 492 号）

市貝町大字市塙地内県道黒田市塙真岡線と町道前之内村上線との交点を起点とし、同所から同県道を北進し県道芳賀茂木線との交点に

至り、同所から同県道を北進し、さらに東進し町道西之内線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み町道市塙田野辺線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道前之内村上線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

80 真名子小学校鳥獣保護区 (令和4年10月14日栃木県告示第492号)

栃木市西方町大字真名子地内県道栃木栗野線と市道51016号線との交点を起点とし、同所から同市道を南進し栃木市立真名子小学校境界との交点に至り、同所から同境界を南進西進さらに北進し市道1009号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道2002号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道51019号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道51005号線との交点に至り、同所から同市道を北進し岡川との交点(大門橋)に至り、同所から同河川左岸を東進し渡良瀬川森林計画区栃木市真名子地区20林班との交点に至り、同所から同林班界を北進し同19林班との交点に至り、同所から同林班界を東進し同20林班ア準林班とイ準林班の準林班界との交点に至り、同所から同準林班界を南東に進みさらに東進し県道栃木栗野線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

82 斗光ヶ丘鳥獣保護区 (令和5年10月27日栃木県告示第387号)

塩谷郡塩谷町大字大宮地内町道大宮佐貫線と町道風見泉線との交点を起点とし、同所から町道風見泉線を約140メートル北進し地類界との交点に至り、同所から同地類界を約560メートル北進し農道との交点に至り、同所から同農道を約40メートル東進し用水路との交点に至り、同所から同用水路を南進し地類界との交点に至り、同所から同地類界を約600メートル南進し用水路との交点に至り、同所から同用水路を東進しさらに大宮小学校西側の用水路を約110メートル南進しおおみや保育所に通じる車道に至り、同所から同車道を西進しおおみや保育所入口を経由して宝福寺入口に至り、同所から宝福寺境内地南側敷地界を西進し農道との交点に至り、同所から同農道を南進し町道大宮佐貫線との交点に至り、同所から同町道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

83 那須スポーツパーク鳥獣保護区 (令和5年10月27日栃木県告示第387号)

大田原市湯津上2664番地2号外49筆の那須スポーツパークの敷地全域

85 芦野・遊行柳鳥獣保護区 (令和5年10月27日栃木県告示第387号)

那須郡那須町大字芦野地内主要地方道大子・那須線と町道横町～西坂線との交点を起点とし、同所から同町道を南進し町道横町～大平線との交点に至り、同所から町道横町～大平線を北西に進み旧那須町立芦野小学校敷地西側境界との交点に至り、同所から同境界を北東に進み、主要地方道大子・那須線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み農道との交点に至り、同所から同農道を北進し町道白井～小山線との交点に至り、同所から同町道を北進し認定外水路左岸との交点に至り、同所から同水路左岸を北東に進み町道峯岸～吉野目線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み平成23年度樹立那珂川地域森林計画区芦野・伊王野地区第21林班東側境界(地類境)との接点に至り、同所から同東側境界を南西に進み主要地方道大子・那須線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域及び同区域内温泉神社から遊行柳を経て、町道小山～峯岸線との交点に至る参道の区域

86 那須街道鳥獣保護区 (令和6年10月29日栃木県告示第492号)

国有林塩那森林管理署大田原事業区101林班の全域及び那須郡那須町大字高久甲地内の国有林同林班と那須高原牧場株式会社第二農場所有地の南側境界との交点を起点とし、同所から同農場所有地の南側境界を北西に進みさらに北東に進み同農場に至る車道との交点に至り、同所から同車道を北西に進み町道筒地河川公園線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道丸山筒地線との交点に至り、同所から同町道を北進し県道那須高原線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み同大田原事業区101林班との交点に至り、同所から同林班堺(北側)を南東に進みさらに南西に進みさらに南東に進みさらに北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

87 木幡鳥獣保護区 (令和6年10月29日栃木県告示第492号)

矢板市木幡字宮下1194番1、字宮下1194番3、字宮下1194番4、字宮下1194番5、字宮下1194番6、字宮下1194番7、字上ノ山1214番1及び1214番2の区域

88 勝山城跡公園鳥獣保護区 (令和6年10月29日栃木県告示第492号)

さくら市氏家地内県道氏家宇都宮線と市道U1236号との交点を起点とし、同所から同県道を南進し市道U1410号との交点に至り、同所から同市道を約150メートル西進し私道との交点に至り、同所から同私道を約30メートル北進しさらに約60メートル西進し鬼怒川左岸との境界に至り、同所から同境界を北進し勝山城跡公園内遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を約50メートル東進し市道U1236号線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

89 那須神社鳥獣保護区 (令和7年10月28日栃木県告示第456号)

大田原市南金丸地内一般国道461号と市道南金丸7号線との交点を起点とし、同所から同一般国道を北西に進み市道大学北線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み北金丸6号線との交点に至り、同所から同北金丸6号を北東に進み市道旧東野鉄道線との交点に至り、同所から同市道旧東野鉄道線を南東に進みさらに東進し、市道小滝北金丸線の交点に至る。同点から更に同市道旧東野鉄道線を100m東進し農道分岐に至り、同所から同農道を南東に進み市道南金丸11号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進みさらに南進し、市道南金丸10号線との交点に至り、同所から同南金丸10号線を西進し、市道南金丸7号線に至り、同交点から同市道南金丸7号線を南

進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

90 戸田調整池鳥獣保護区 （令和 7 年 10 月 28 日栃木県告示第 456 号）

那須塩原市戸田地内県道矢板那須線と市道戸田縦 3 号線との交点を起点とし、同所から同県道を北東に進み市道戸田南縦 2 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道戸田南横線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み、市道戸田縦 3 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

91 喜連川鳥獣保護区 （令和 7 年 10 月 28 日栃木県告示第 456 号）

さくら市喜連川地内市道 K2008 号と市道 K3130 号との交点を起点とし、同所から市道 K3130 号を南進し市道 K3119 号との交点に至り、同所から同市道を西進し市道 K3115 号との交点に至り、同所から同市道を西進し璉光院に通じる道路（認定外道路）との交点に至り、同所から同認定外道路を西進し遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を北進し市道 K3116 号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道 K2008 号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

92 那珂川国民休養地鳥獣保護区 （令和 7 年 10 月 28 日栃木県告示第 456 号）

那須烏山市小木須地内の市道長手国見線と市道大海国見線との交点を起点とし同所から那珂川国民休養地の公園道路を南進し、県道那須黒羽茂木線との交点に至り、同所から同県道を西進し自然歩道国見牧野線との交点に至り、同所から同自然歩道を北進し、市道長手国見線に通じる遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を北進し市道長手国見線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

93 出流山鳥獣保護区 （令和 7 年 10 月 28 日栃木県告示第 456 号）

栃木市出流町地内市道 118 号線と市道 247 号線との交点を起点とし、同所から同市道を北西に進み満願寺所有山林との境界に至り、同所から同山林界を西進し栃木市と佐野市との行政界に至り、同所から同行政界を北西に進み片角観音入林道との交点に至り、同所から同林道を北西に進み、更に南東に進み同林道の起点に至り、同所から尾根に向かって北東に進み栃木市と鹿沼市との行政界に至り、同所から同行政界を南東に進み市道 D246 号線との交点である寺坂峠に至り、同所から同市道を南西に進み市道 247 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

94 白沢小学校鳥獣保護区 （平成 28 年 10 月 28 日栃木県告示第 537 号）

宇都宮市白沢町地内宇都宮市立白沢小学校の南門を起点とし、同所から市道 20008 号線を北進し同小学校裏側の私道との交点に至り、同所から同私道を東進し土手に至り、同所から同土手に沿って南東に進み同小学校敷地と民有地との境界に至り、同所から同境界に沿って西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

95 寺山観音寺鳥獣保護区 （平成 28 年 10 月 28 日栃木県告示第 537 号）

矢板市長井寺宇山 1874 番地、1875 番地、2232 番地、2233 番地 1 及び 2233 番地 2 の区域

96 石井鬼怒川鳥獣保護区 （平成 29 年 10 月 24 日栃木県告示第 484 号）

宇都宮市石井町地内新鬼怒橋右岸側を起点とし、同所から同橋を東進し鬼怒川左岸堤防に至り、同所から同河川左岸堤防を南進し国土交通省杭（鬼怒川 72 キロ杭）に至り、同所から同所と同河川右岸堤防にある国土交通省杭（鬼怒川 72 キロ杭）を結ぶ線を西進し同河川右岸堤防に至り、同所から同河川右岸堤防を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

97 上殿鳥獣保護区 （平成 29 年 10 月 24 日栃木県告示第 484 号）

県道鹿沼環状線と市道 0363 号との交点を起点とし、同所から同市道を南進し市道 0003 号との交点に至り、同所から同市道を西進し黒川右岸との交点に至り、同所から同河川右岸を北進し同県道との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

98 千振湖鳥獣保護区 （平成 29 年 10 月 24 日栃木県告示第 484 号）

那須郡那須町大字豊原乙地内の県道那須西郷線と町道大谷～慈生会線との交点を起点とし、同町道を南東に進みさらに南進し町道常民夕狩～千振線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み県道豊原大島線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み県道那須西郷線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域及び那須リゾート株式会社那須ちふり湖カントリークラブ全域並びにこれらに隣接する千振土地改良区所有地全域

99 鬼怒自然公園鳥獣保護区 （平成 30 年 10 月 30 日栃木県告示第 539 号）

河内郡上三川町大字東蓼沼地内県道二宮宇都宮自転車道線と上三川町道 2-45 号線との交点を起点とし、同所から同町道を東進し鬼怒川左岸の国土交通省堤防上の管理用道路との交点に至り、同所から同管理用道路を南進し真岡市道 4039 号線との接点に至り、同所から同市道を南進し真岡市道 4046 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道 4017 号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道 4039 号線との接点に至り、同所から同市道を南進し市道 251 号線との交点に至り、同所から同市道を西南に進み真岡市生活道路との交点に至り、同所から同生活道路を南進し県道真岡上三川線との交点に至り、同所から同県道を西進し県道二宮宇都宮自転車道線との交点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

100 茂呂山鳥獣保護区（平成 30 年 10 月 30 日栃木県告示第 539 号）

鹿沼市茂呂地内県道鹿沼環状線と市道 7007 号線との交点を起点とし、同所から同県道を北東に進み市道 7001 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道 0350 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道 0022 号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道 0329 号線との交点に至り、同所から同市道を南進しさらに西進し市道 7102 号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道 7007 号線との交点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

101 奥鬼怒鳥獣保護区（平成 30 年 10 月 30 日栃木県告示第 539 号）

国有林鬼怒川森林計画区奥鬼怒 44 林班い 4、ろ、は 1、からは 3、に 1、に 2、ほ、イ、ニ、ホ小班、同 45 林班ろ、は、に、ト 1 からト 5 小班の一円の区域

102 塩原ダム鳥獣保護区（平成 30 年 10 月 30 日栃木県告示第 539 号）

那須塩原市関谷地内一般国道 400 号と入勝沢との交点である入勝橋を起点とし、同所から同沢を南進し箒川左岸との交点に至り、同所から同河川を南進し下戸倉沢との交点に至り、同所から同沢を南西に進み国有林那珂川森林計画区 369 林班わ 1 小班と同よ小班との境界線である下戸倉沢支流との交点に至り、同所から同支流を北西に進み同支流の分岐点に至り、同所から同支流右沢を南西に進みさらに西進し同 369 林班と同 370 林班との林班界に至り、同所から同林班界を南西に進み上戸倉沢支流上にある同 370 林班ぬ 2 小班と同わ小班との境界線との交点に至り、同所から上戸倉沢支流を西進し同 370 林班ぬ 1 小班と似た 4 小班との境界線に至り、同所から同境界線を北進し上戸倉沢支流上にある同 370 林班ぬ 1 小班、似た 4 小班及び同ち 1 小班との境界線に至り、同所から上戸倉沢支流を北進し上戸倉沢本流上にある同 370 林班と同 371 林班との林班界に至り、同所から同林班界を北進し同 370 林班と 371 林班及び同 372 林班との林班界の交点に至り、同所から同 371 林班と同 372 林班との林班界を西進し関谷林道の本線との交点に至り、同所から同林道を西進しケヤキ沢との交点に至り、同所から同林道を釈迦岳関谷林道方面へ概ね 1 k m 進み 868. 2 m の三角点峰東側に開設された林管理署作業道との分岐点に至り、同所から同作業道を北進し同 372 林班と同 373 林班及び同 374 林班の林班界の交点に至り、同所から同 372 林班と同 373 林班との林班界を東進し同 373 林班わ 2 小班と同よ小班との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同 373 林班か小班と同よ小班との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進みさらに南東に進み同 373 林班ぬ小班と同よ小班との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同 373 林班い 2 小班と同よ小班との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み留春沢本流との交点に至り、同所から同沢本流を北東に進み箒川右岸との交点に至り、同所から同河川を東進し仙髭沢との交点に至り、同所から同沢を北東に進み仙髭の滝を通りさらに北進し安戸山林道との交点に至り、同所から同林道を東進しさらに南東に進み同 449 林班と同 450 林班との林班界に至り、同所から同林班界を南進し一般国道 400 号との交点に至り、同所から同一般国道を関谷方面に進み起点に至る一円の区域

103 船生西小学校鳥獣保護区（平成 30 年 10 月 30 日栃木県告示第 539 号）

塩谷郡塩谷町大字船生 6041 番地の塩谷町立旧船生西小学校の敷地

104 羽田鳥獣保護区（平成 30 年 10 月 30 日栃木県告示第 539 号）

大田原市羽田地内県道大田原芦野線と大田原市道 2-2026 号線との交点を起点とし、同所から同県道を東進し市道 1-1007 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道 3479 号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道 2-2027 号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道 2-2026 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道 3513 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道 2-2026 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

105 小貝中央小学校鳥獣保護区（令和元年 10 月 29 日栃木県告示第 339 号）

芳賀都市貝町大字杉山地内県道黒田・市塙・真岡線と町道 3029 号線との交点を起点とし、同所から同町道を南西に進み県道杉山・石末線との交点に至り、同所から同県道を北進し町道 3011 号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道 3010 号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道 3181 号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進みさらに南東に進み県道黒田・市塙・真岡線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

106 大平崎公園鳥獣保護区（令和元年 10 月 29 日栃木県告示第 339 号）

塩谷郡塩谷町大字熊ノ木地内町道梶橋山下線と町道大平崎丙堀線との交点を起点とし、同所から町道大平崎丙堀線を南西に進み荒川左岸との接点に至り、同所から同河川左岸を北西に進み町道東房熊ノ木線との接点に至り、同所から同町道を北進し町道梶橋熊ノ木線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道熊ノ木喜佐見線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道梶橋山下線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

107 乃木公園鳥獣保護区（令和元年 10 月 29 日栃木県告示第 339 号）

那須塩原市石林地内市道幹Ⅰ-11 号線と市道幹Ⅱ-15 号線との交点を起点とし、同所から市道幹Ⅱ-15 号線を北西に進み市道 473 号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道 453 号線との接点に至り、同所から同市道を東進し市道幹Ⅰ-3 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道Ⅰ-11 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

108 根古屋森林公園鳥獣保護区（令和元年 10 月 29 日栃木県告示第 339 号定）

佐野市飛駒町地内市道 9001 号線と市道 9003 号線との交点を起点とし、同所から市道 9001 号線を東進しさらに北進し市道 9002 号線との交点に至り、同所から同市道を東進しさらに北進し林道根古屋線との交点に至り、同所から同林道を北東に進み「するすみの道」との交点に至り、同所から「するすみの道」を北東に進みさらに南進し要谷山城砦遺構展望台に至り、同所から「いけづきの道」を南進しさらに西進し林間キャンプ場内西の便所の南側の小道との交点に至り、同所から同小道を西進し市道 9005 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し公園内貸農園に進入する小道を南進し同貸農園の小道との交点に至り、同所から同小道を北進しさらに西進し市道 9003 号線との交点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

109 須花坂公園鳥獣保護区 （令和元年 10 月 29 日栃木県告示第 339 号）

佐野市下彦間町地内市道 0226 号線と県道飛駒足利線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み足利市と佐野市の行政区との交点に至り、同所から同行政区を北進し、佐野市方面に下る小道との交点に至り、同所から同小道を東進し市道 0226 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

110 根本山鳥獣保護区 （令和 2 年 10 月 30 日栃木県告示第 562 号）

真岡市根本地区市道 33 号線と県道西小埜真岡線との交点を起点とし、同所から同県道を西進し市道 38 号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道 41 号線との交点に至り、同所から同市道を東進しさらに北進し真岡市鉄道真岡線との交点に至り、同所から同真岡市鉄道真岡線を東進し真岡市と益子町の行政区との交点に至り、同所から同行政区を東進し町道 339 号線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道 39 号線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み町道 8 号線との交点に至り、同所から同町道を南進し益子町と真岡市の行政区との交点に至り、同所から同行政区を南進し同市道 33 号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

111 小百小学校鳥獣保護区 （令和 2 年 10 月 30 日栃木県告示第 562 号）

日光市小百地内県道栗山今市線と日光市道栗原～高百線との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み送電線栗山線との交点に至り、同所から同送電線を南東に進み送電線中禅寺線との交点に至り、同所から同送電線を南西に進み市道小百森根線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道御宮越～大工内線との交点に至り、同市道を南東に進み市道栗原～高百線との交点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

112 六斗地鳥獣保護区 （令和 2 年 10 月 30 日栃木県告示第 562 号）

栃木県那須郡那須町大字高久乙字遅山国有林 127 林班全域

113 宇都宮市農林公園鳥獣保護区 （令和 3 年 10 月 29 日栃木県告示第 543 号）

宇都宮市新里町地内宇都宮市農林公園の敷地一円の区域

114 平成こどもの森鳥獣保護区 （令和 3 年 10 月 29 日栃木県告示第 543 号）

宇都宮市篠井地内平成こどもの森の敷地一円の区域

115 医王寺鳥獣保護区 （令和 3 年 10 月 29 日栃木県告示第 543 号）

鹿沼市北半田地内県道深程楡木線と市道 0201 号線との交点を起点とし、同所から同市道を北進し市道 M002 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み鹿沼 72 カントリークラブの敷地界との交点に至り、同敷地界を南東に進み市道キ 747 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道キ 015 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道深程楡木線との交点に至り、同所から同県道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

116 江川小学校鳥獣保護区 （令和 3 年 10 月 29 日栃木県告示第 543 号）

那須烏山市志鳥地内市道下川井柏崎線と市道熊田柏崎線との交点を起点とし、同所から市道熊田柏崎線を南進し市道下川井熊田線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道下川井 1 号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み主要地方道那須烏山矢板線との交点に至り、同所から同県道を北西に進みさらに北東に進み市道下川井柏崎線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

117 那須みやま鳥獣保護区 （令和 4 年 10 月 14 日栃木県告示第 492 号）

那須郡那須町大字高久丙地内栃木県と福島県との県境と黒川に至る山道との交点を起点とし、同所から同山道を南進し町道大谷 4～5 号線との交点に至り、同所から同町道を南南東に進み一般県道豊原・大島線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み那須パケーションランドに至る農道との交点に至り、同所から同農道を南進し那須パケーションランド管理道との交点に至り、同所から那須北沢アイランド自治会管理道を南進し主要地方道那須・西郷線との交点に至り、同所から同県道を西進し余笹川に至りさらに西進し那須パケーションランド正門管理道との交点に至り、同所から同管理道路を北西に進み那須パケーションランド敷地境界との交点に至り、同所から同境界に沿って西進し白戸川左岸との交点に至り、同所から同左岸を北西に進み町道相鉄 4 号幹線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み一般県道湯本・大島線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道相鉄 3 号幹線との交点に至り、同所から同県道を南進し苦戸川との交点に至り、同所から同河川右岸を垂直に見通し一般県道那須・西郷線に通ずる那須パケーションランド管理道との交点に至

り、同所から同管理道を南東に進み那須バケーションランド敷地境界との交点に至り、同所から同敷地境界を南進し一般県道那須・西郷線に通ずる山道との交点に至り、同所から同山道を南進し主要地方道那須・西郷線との交点に至り、同所から同県道（一部旧道）を南西に進み那須町道池田観音坂線との交点に至り、同所から同町道を道なりに進み県道那須高原線との交点に至り、同県道を南西に進み県道湯本・小島線との交点に至り、同所から同県道を南進し主要地方道那須・西郷線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み主要地方道那須高原線との交点に至り、同所から同県道を北進し町道守子室野井線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道横沢那須高原線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道湯本横沢線との交点に至り、同所から同町道を北東に50メートル進み平和観光開発株式会社敷地への進入路を北西に進み平和観光開発株式会社敷地境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し町道東9号線支線との接点に至り、同所から同町道を南進し那須ハイランドパーク管理道との接点に至り、同所から同管理道を南進し町道室野井ハイランドパーク線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み那須ハイランド敷地内管理道との接点に至り、同所から同管理道を北西に進み小沢名川との交点に至り、同所から同河川を北進し一般県道中塩原・板室・那須線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道板室沼原線との交点に至り、同所から同市道を北進し沢名川との交点に至り、同所から国有林那珂川森林計画区150林班界に沿って南進し、さらに同林班界に沿って西進し北進しさらに西進し同149林班との交点に至り、同所から同149林班と同150林班との境界に沿って北進し沼原調整池との境界に至り、同所から同150林班界沿いに東進しさらに北進し同151林班との林班界に至り、同所から同151林班界沿いに北進しさらに西進し同157林班との交点に至り、同所から同151林班と同157林班との林班界を北西に進み西ボッチ峠に至り、同所から同158林班と同157林班との林班界を西進し深山湖に至り、同所から同158林班界沿いに北進し深山橋に至り、同所から大川沿いに北西に進み、さらに七千山県有林境を北西に進み福島県境との交点に至り、同所から同県境を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

118 琴平山鳥獣保護区 （平成28年10月28日栃木県告示第537号）

芳賀郡市貝町大字見上地内琴平山頂を基点とし、同所から琴平山遊歩道を北進し鬼怒川森林計画区市貝町小貝地区（以下「小貝地区」という。）29林班イ準林班10小班と14小班との境界に至り、同所から14小班の南側班界を東進し小貝地区29林班イ準林班とイ準林班との境界に至り、同所から小貝地区29林班ア準林班14小班の南側班界を東進し小貝地区29林班と28林班の境界に至り、同所から同境界を南進し市貝町と茂木町の行政界に至り、同所から同行政界を西に進み小貝地区29林班ア準林班31小班と32小班の境界に至り、同所から31小班の南側班界を西進し小貝地区29林班ア準林班とイ準林班との境界に至り、同所から小貝地区29林班イ準林班31小班の西側班界を北進し小貝地区29林班イ準林班1小班との境界に至り、同所から基点に至る線に囲まれた一円の地域

119 砂ヶ原鳥獣保護区 （令和元年10月29日栃木県告示第339号）

真岡市砂ヶ原地内県道下野二宮線と鬼怒川左岸側の県道二宮宇都宮自転車道線との交点を起点とし、同所から県道二宮宇都宮自転車道線を南進し県道栃木二宮線との交点に至り、同交点と鬼怒川右岸側の県道二宮宇都宮自転車道線と県道栃木二宮線との交点を結ぶ直線を西進し鬼怒川右岸側の県道二宮宇都宮自動車道線に至り、同所から同県道を北進し県道下野二宮線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

120 （国指定）渡良瀬遊水地鳥獣保護区 （平成24年5月30日環境省告示第89号）

栃木県栃木市藤岡町藤岡地先県道栃木藤岡線藤岡大橋東端と渡良瀬遊水地周囲堤敷南端との交点を起点とし、同所から同周囲堤敷境界を東進し同周囲堤敷終点の河川管理道路に至り、同所から同道路を南進し同周囲堤敷始点に至り、同所から同周囲堤敷境界を東進し渡良瀬遊水地第三調節池の圍繞堤との交点に至り、同所から同圍繞堤東端と同周囲堤敷との交点に至り、同所から同周囲堤敷境界（周囲堤がない場所は河川敷境界）を東進し再び同圍繞堤との交点に至り、同所から巴波川左岸の渡良瀬遊水地周囲堤敷北端との直線距離が最短となる地点に至り、同所から同周囲堤敷境界を南進し渡良瀬遊水地第二調節池の圍繞堤との交点に至り、同所から同圍繞堤東端と同周囲堤敷との交点に至り、同所から同周囲堤敷境界を南進し再び同圍繞堤との交点に至り、同所から同圍繞堤東端と同周囲堤敷との交点に至り、同所から思川右岸の堤防敷境界を東進し小山市下生井地先の県道南小林・松原線松原大橋に至り、同所から同橋南端に沿って南進し思川左岸の堤防に至り、同所から同堤防敷境界（堤防がない場所は思川左岸河川敷境界）を南進し野木町野木羽毛田地先の河川管理道路北端との直線距離が最短となる地点に至り、同所から同道路北端に至り、同所から道路西端を南進し野木町野木大手箱地先の道路交差点に至り、同所から同道路南側の河川敷境界を南進し野渡樋管の石積斜面に至り、同所から石積斜面の敷地の境界を西進し渡良瀬川左岸河川敷境界に至り、同所から同河川敷境界を南進し渡良瀬川左岸の堤防始点との直線距離が最短となる地点に至り、同所から同堤防始点に至り、同所から同堤防の西側境界を南進し野木町野渡地先野渡グラウンド敷地北東端との直線距離が最短となる地点に至り、同所から同グラウンド北東端に至り、同所から河川敷と同グラウンドとの境界に沿って進み同グラウンドの南東端に至り、同所から渡良瀬川左岸の堤防との直線距離が最短となる地点に至り、同所から同堤防の西側境界を南進し茨城県古河市のゴルフ場敷地の北東端に至り、同所から河川敷と同ゴルフ場との境界に沿って進み同ゴルフ場南側の渡良瀬川左岸堤防に至り、同所から同堤防の西側境界を南進し茨城県古河市桜町地先国道354号線三国橋に至り、同所から同橋北端に沿って西進し埼玉県加須市向古河地先渡良瀬川右岸の堤防に至り、同所から同堤防の北東側境界を北西進し谷田川右岸に至り、同所から谷田川右岸を北西進し渡良瀬遊水地第一調節池の圍繞堤の北西端に至り、同所から同圍繞堤敷境界を南西進し谷田川橋に至る河川管理道路との交点に至り、同所から同道路を北進し谷田川左岸に至り、同所から同川左岸を北進

し板倉川に合流しさらに板倉川左岸を北進し群馬県板倉町海老瀬東谷地先の渡良瀬遊水地周囲堤に至り、同所から同周囲堤敷境界を北進しゴルフ場敷地の南西端との直線距離が最短となる地点に至り、同所から同ゴルフ場敷地の南西端に至り、同所から遊水地と同ゴルフ場（資材置き場及び作業場を含む）との境界に沿って進み渡良瀬運動公園の南東端との直線距離が最短となる地点に至り、同所から同運動公園の南東端に至り、同所から同運動公園境界を北進し同運動公園の東端に至り、同所から直線距離が最短となる渡良瀬遊水地第一調節池の囲繞堤に至り、同所から同囲繞堤境界北側を北進し、渡良瀬川右岸の渡良瀬遊水地周囲堤敷境界に至り、同所を北進し県道栃木藤岡線藤岡大橋に至り、同所から同橋の東端に沿って起点に至る線に囲まれた一円の区域